

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日、休日、
が、日、
た、翌、
の、日、)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定 (健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の名称及び所在地の変更 ()

保健薬剤師の登録 (保険課)

保険薬局の指定の辞退 ()

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示 (経営流通課)

県営土地改良事業計画の変更の決定 (農村整備課)

土地改良事業の認可 (二件) ()

開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課)

◇ 公 告 公募型指名競争入札の実施 (農政課)

砂利採取業務主任者試験の合格者 (河川課)

告 示

鳥取県告示第五百四十三号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年法律第百十七号) 第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則 (平成七年厚生省令第三十三号) 第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成八年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかしま耳鼻咽喉科医院	米子市道笑町四丁目二二二一	平成八年五月二十二日
おくだクリニック	岩美郡岩美町大字大谷三三七三三	平成八年七月六日
はやし歯科クリニック	鳥取市東品治一四	平成八年一月五日
小川歯科医院	東伯郡関金町大字関金二四六一	平成八年七月一日
休日急患歯科診療所	鳥取市富安二丁目八四	平成八年七月七日
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	平成八年七月一日
ひまわり薬局大森店	鳥取市西品治八一三一一	〃
有限会社いわみ調剤薬局	岩美郡岩美町大字大谷三三七三五	〃
訪問看護ステーションネットケア	米子市河崎五九〇一一	平成八年五月二十七日

鳥取県告示第五百四十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則 (平成七年厚生省令第三十三号) 第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成八年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関		変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
鳥取市大槻町二二二	名 称	医療法人	米沢歯科医院	米沢歯科医院	平成八年七月一日
米沢歯科医院	所在地	鳥取市南町六〇九	鳥取市大槻町二二二	一一一	

鳥取県告示第五百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
天野 恵子	鳥薬九九四号	平成八年七月十二日

鳥取県告示第五百四十六号

保険薬局の指定の辞退があったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
有限会社赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一	平成八年八月十一日

鳥取県告示第五百四十七号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成八年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
グレース商事株式会社	ホームセンタージュンテンドー郡家店	八頭郡郡家町大字宮谷三三二―三

鳥取県告示第五百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業天神野地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
 - 平成八年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策特別事業東亀谷地区区画整理）を平成八年七月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（単県土地改良事業天王原地区農道整備）を平成八年七月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年六月四日 鳥取県指令鳥土維第二百八十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市千代水三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南隈四六

岩崎 道夫

岩崎 都

鳥取県告示第五百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年二月二十三日 鳥取県指令郡土維八第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字奥谷字堀田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県津山市津山口二四三

株式会社アイム天満屋

鳥取県建設部 第三 課

公 告

ふるさと農道緊急整備事業汗入地区（大鷹橋上部工）工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年8月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工事名 ふるさと農道緊急整備事業汗入地区（大鷹橋上部工）工事
- (2) 工事場所 西伯郡中山町羽田井
- (3) 工事内容

ア 本工事は、西伯郡中山町の下市川上流部にある大山山麓の谷間に、橋長183メートル、全幅8.2メートルの現場打ちコンクリート橋梁上部工の内、現場打ち片持ち架設工法（以下「カンチレバー工法」という。）による部分の橋長147メートルを施工する工事である。なお、橋脚の地上部の高さは約49メートルである。

イ 工事用車輛の現場進入にあたっては、集落内の道路の幅員に一部狭小な区間があるため、走行に際しては注意が必要であると共に、一般交通の支障とならないよう道路清掃及び事故防止に努めなければならない。

ウ 工事施工に当たっては、濁水の流出防止に十分注意する必要がある。

エ 橋梁下部工のうち、A1橋台及びP1橋脚は平成7年度から平成8年度に施工するが、A2橋台及び橋梁上部工の側径間部（左右18.0メートル×2）は平成9年度施工となるため、この橋台及び橋梁上部工と連絡調整を密にし、相互に

円滑な工事が出来るよう工程調整を図る必要がある。

(4) 工事概要

ア 橋梁上部工製作・架設工事

設計荷重：B活荷重

形式：現場打ち2径間連続ラーメン箱桁橋

延 長：L＝147m（全体183m）

幅 員：全体 W＝8.2m（車道＝2.75m×2）

支間長：L＝73.5m＋73.5m（全体 90.7m＋90.7m）

斜 角：90度

架設工法：カンチレバー工法

イ 橋脚工工事

脚 頭 部：1式（H＝4.0m）

(5) 工 期 平成8年9月から平成9年11月まで

2 技術資料の提出を求める対象者

技術資料の提出の対象となる者は次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争参加資格のうち、プレストレストコンクリート工事の資格があると認定を受けた者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。
- (4) 平成8年8月6日（火）から同年9月11日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名の停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成3年度以降に、元請けとしてカンチレバー工程による道路橋上部工をした実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3

第2項に規定する一級又は二級の土木施工管理技士の資格を有する者

イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理

技術者資格者証の交付を受けている者

(7) 建設業法第3条第1項に規定する営業所が、鳥取県、鳥根県、岡山県、広島県、

山口県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、徳島県又は高知県にあること。

3 技術資料の作成及び提出

技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その

交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

(1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間

平成8年8月6日(火)から同月19日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除

く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

(2) 技術資料の提出

ア 提出期間

平成8年8月6日(火)から同月19日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除

く。)の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

ウ 提出方法

技術資料は、持参の上提出しなければならない。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料等を基に、審査し、上位12位までの者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話番号0857-26-7331)に対して行うこと。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

平成8年7月31日に実施した平成8年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成8年8月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

松 田 和 憲 村 口 廣 美 福 本 圭 吾

細 谷 武 志 岡 村 仁 加 藤 一

松 田 誠 河 金 博 森 本 俊 雄